

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(予算責任者等が契約できる範囲)</p> <p>第2条の2 会計規程第7条第3項の規定により予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者(以下「予算責任者等」という。)が契約できる少額な契約は、1品50万円未満で総額500万円未満となる物品購入契約とする。</p> <p>2 予算責任者等は、本規則及び大学が定める関係規定を遵守するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(検査担当者の一般的職務)</p> <p>第49条 経理責任者は、会計規程第45条第2項の規定による検査を行う者(以下「検査担当者」という。)を命ずるものとする。ただし、教員に命ずる場合は部局長が行うこととする。</p> <p><u>2 物品購入契約及び1件50万円未満の請負契約については、契約を依頼した予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者を検査担当者とすることができる。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</u></p> <p>3 予算責任者等が契約したものについては、<u>当該予算責任者等を検査担当者とする</u>ことができる。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p>4 検査担当者は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。</p> <p>5 検査担当者は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。</p>	<p>(予算責任者等が契約できる範囲)</p> <p>第2条の2 会計規程第7条第3項の規定により予算責任者及び予算責任者から予算の配分を受けた者(以下「予算責任者等」という。)が契約できる少額な契約は、1品50万円未満で総額500万円未満となる物品購入契約、<u>1件50万円未満の請負契約(工事を除く。)</u>及び総額50万円未満の賃貸借契約とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(検査担当者の一般的職務)</p> <p>第49条 (同 左)</p> <p>2 予算責任者等が契約したものについては、当該予算責任者等を検査担当者とする。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p><u>3 予算責任者等から経理責任者へ契約を依頼したもの(工事を除く。)</u>については、<u>当該予算責任者等を検査担当者とする</u>ことができる。なお、この場合は検査担当者の発令があったものと見なす。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 (同 左)</p>

6 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

7 検査担当者は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を経理責任者に報告するものとする。

(検収センター)

第49条の2 京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第33条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認(以下「検収」という。)を行うものとする。

2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全ての物品購入契約とする。

3 検収センター長は、当該予算部局の経理責任者をもって充てる。

(検収担当者)

第49条の3 部局長は、検収担当者を、当該部局の教職員から任命する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて他の部局の教職員を検収担当者に任命する場合は、当該他の部局長の了解を得て行うものとする。また、他大学の教職員等を検収担当者に任命する場合も同様とする。

3 第1項の規定により発令した検収担当者のうち、教員等に発令した検収担当者が検収できる範囲は、1品50万円未満で総額500万円未満の物品の購入で、かつ、随意契約し、契約書の作成を省略した契約とする。それ以外の契約については、事務部の検収担当者が検収するものとする。

4 検収担当者は検査担当者を兼ねることができない。

(後 略)

6 (同 左)

7 (同 左)

(検収センター)

第49条の2 京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第33条に定める検収センターにセンター長及び検収担当者を置き、会計規程第45条第2項に定める検査の一部として、物品購入における納品事実の確認、請負における請負完了事実の確認及び賃貸借における賃貸借完了事実の確認(以下「検収」という。)を行うものとする。

2 検収センターにおいて取扱う範囲は、全ての物品購入契約、請負契約(工事を除く。)及び賃貸借契約とする。

3 (同 左)

(検収担当者)

第49条の3 (同 左)

2 (同 左)

3 第1項の規定により発令した検収担当者のうち、教員等に発令した検収担当者が検収できる範囲は、第2条の2第1項に規定する予算責任者等が契約できる少額な契約とする。その他の契約については、事務部の検収担当者が検収するものとする。

4 (同 左)

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。